

事業・イベント等の中止情報

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、以下のイベント等を中止としています。

※町以外が主催するものについても掲載。

◆5月10日(日) 春の朝市「山菜まつり」

※2・5・7・0の付く日に開催している定期市については、これまで通り開催します。

☎町商工振興課 (☎852・5222)

◆ごじょうめ朝市プラス+

※当面の間、休止とします。

☎町商工振興課 (☎852・5222)

◆5月10日(日) うたごえ喫茶 in 五城館

☎五城館 (☎852・5300)

◆5月16日(土) 町音楽競演会

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

◆5月24日(日) 町総合防災訓練

☎町住民生活課 (☎852・5112)

◆5月27日(水) チャレンジデー2020

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

◆6月7日(日) 市神祭

☎湖東3町商工会 (☎852・3460)

◆6月7日(日) 町内対抗ソフトバレーボール大会

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

◆7月12日(日) 秋田遠征全国大会

☎同実行委員会事務局 (☎852・5222)

◆7月12日(日) 町内対抗抗体カテスト

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

◆8月2日(日) 町内対抗グラウンドゴルフ大会

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

◆8月の集団早期健診および9月の子宮頸がん・乳がん検診

※特定健診、後期高齢者健診、子宮頸がん・乳がん検診は医療機関での個別受診が可能です。実施医療機関などの詳細は、町ホームページと町広報6月号に掲載します。

☎町健康福祉課 (☎852・5180)

◆8月15日(土) きゃどっこまつり2020

☎同実行委員会事務局 (☎852・5222)

◆8月15日(土) 全町盆踊り大会

☎町教育委員会生涯学習課 (☎852・4411)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

▶あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)

☎866・7050 (受付時間 24時間)

☎895・9176 (受付時間 午前9時～午後5時)

▶秋田中央保健所

☎855・5170 (受付時間 午前9時～午後5時)

各種給付金等の相談窓口情報など

▶特別定額給付金(仮称)コールセンター(総務省)

給付対象者1人につき10万円を給付します。

☎03・5638・5855 (受付時間 午前9時～午後6時30分)

※土日祝日を除く。

▶持続化給付金相談窓口(経済産業省)

事業継続のため、法人に200万円、個人事業主に100万円を給付します。

☎0570・783・183 (受付時間 午前9時～午後5時)

※平日、休日とも対応。

▶「雇用調整助成金」無料電話相談

新型コロナウイルスの影響により、休業を検討している事業主の皆様に対し、「雇用調整助成金」に関するご相談を社会保険労務士が無料で受け付けます。

☎秋田働き方改革推進支援センター

☎0120・655・783 または ☎865・5335

(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金については、国で制度の具体的な内容や条件等を検討中です。詳細が分かり次第、町ホームページなどでお知らせします。

町新型コロナウイルス感染症対策本部(☎852・5100)

(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

※時間外と土日祝日は、警備会社へつながりますが、緊急連絡網で職員に伝達し対応します。

- 2～3頁に掲載している情報は、全て4月24日現在のものです。
- 最新の情報は、町ホームページをご確認ください。
- 町ホームページは、<https://www.town.gojome.akita.jp> または、右のQRコードからご覧ください。



もりやまこども園では、休園にはしていませんが、家庭保育が可能な方は登園を控えていただくよう保護者へ呼びかけています。

こども園の対応

▼シエアオフィス
町地域活性化支援センター
※当面の間、入居事業者以外の利用を中止としています。

▼地区公民館等
馬場目ふれあいセンター、富津内地区公民館、総合生きがいセンター、農村環境改善センター、森山地区公民館、馬川交流センター、杉沢交流センター、友愛館、文化の館

▼体育館等
町民センター、広域五城目体育館、弓道場、相撲場、屋内温水プール、屋内ゲートボール場「スパーク五城目」

▼観光施設等
ふれあい館、農家レストラン「清流の森」、三平の家、盆城庵、森林資料館

▼観光施設等
総合交流センター「五城館」、道の駅五城目「悠紀の国五城目(食堂部門)」、赤倉山荘、五城目朝市

▼町有施設の休館
町有施設を、4月25日から5月6日までの期間を休館としています。休館としている施設は次のとおりです。

■町立小中学校の休業
五城目小学校、五城目第一中学校は、4月21日から5月6日までを臨時休業としています。

また、県の緊急事態措置に準じて、次のとおり、感染防止対策を行っています。

町では、4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づいて、渡邊町長を本部長とする「町新型コロナウイルス感染症対策本部」を4月8日に設置し、対応にあたっています。

町では、4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づいて、渡邊町長を本部長とする「町新型コロナウイルス感染症対策本部」を4月8日に設置し、対応にあたっています。

また、県の緊急事態措置に準じて、次のとおり、感染防止対策を行っています。

町の主な対応



町役場では、感染症対策として各窓口に仕切りを設置しています。

新型コロナウイルス感染症の 防止に努めましょう

■不要不急の外出の自粛
医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、不特定多数の人と会う場所への外出を自粛する。特に、都市部で多く人と出会うような外出や、人が集中するおそれがある観光地や県外への外出は、自粛する。

■「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける
集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密接場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避ける。

■接客を伴う飲食店等への外出自粛
これまで以上に徹底して「三つの密」を避けるため、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を自粛する。

■イベント・行事等の自粛
多数の人が参加するイベント・行事・会合・集会等の開催を控える。また、若者は感染しても症状が出

ない場合があることから、集団での活動を控える。

■休業の要請
パチンコ店や体育館、学習塾、集会場、生活必需品以外を扱う店舗などにに対し、4月25日から5月6日の間、施設の使用停止(休業)の協力を要請。

◆県の休業要請に協力の事業者へ
協力が支給されます
県の要請に応じて、一定期間、施設の休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む)に全面的にご協力いただいた事業者には協力が支給されます。

▼支給金額
30万円(2施設以上ある事業者は60万円)
▼受付期間
5月7日(木)～6月15日(月)
▼受付時間
午前9時～午後5時
※土日祝日を含む。